

2022年1月5日

お客さま各位

北伊勢上野信用金庫

マイナンバーに関する経過措置期間終了のお知らせ

2016年（平成28年）1月から「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤」として「マイナンバー制度」が導入され、投資信託や公共債などのお取引の際にはマイナンバーのお届けが必要とされております。この度、法令で定められたマイナンバーの届出を猶予する6年間の経過措置が2021年（令和3年）12月末に終了しましたので、今後のお取扱についてお知らせします。

記

2022年1月1日以後、最初の金銭等支払時まで、マイナンバーをお届けいただくことが必要とされています。届出がお済みでないお客様は、マイナンバーのお届けをお願いします。

<マイナンバーのお届けに係る書類一覧>

番号確認書類	身元確認書類
<p>■個人番号カード（この書類の場合は、これのみ）</p> 	
<p>■通知カード （氏名・住所が最新になっているもの）</p> 	<p>顔写真入り確認書類の場合は1種類 （運転免許証、パスポート、在留カード等）</p> <p>+</p> <p>顔写真のない確認書類の場合は2種類 （住民票の写し、健康保険証、年金手帳等）</p>
<p>マイナンバーが記載された ■「住民票の写し」または 「住民票記載事項証明書」 ※6か月以内に作成されたものに限りです。</p>	<p>+</p> <p>顔写真入り確認書類の場合は1種類 （運転免許証、パスポート、在留カード等）</p> <p>+</p> <p>顔写真のない確認書類の場合は左記のほか 1種類（健康保険証、年金手帳等）</p>

以上